

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業所の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名： 株式会社 ハートフル

居宅介護支援事業所 真ごころ

所在地： 奈良県香芝市畑3-926-1

指定番号： 2971001447

サービス提供地域： 香芝市、大和高田市・葛城市一部地域

(2) 事業所の職員体制

	業務内容	常勤
管理者	事業の管理・運営全般	1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する指導・助言等	2名 (管理者兼務1名)
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1名

(3) 事務所開設時間

月～金曜日 9時00分～午後5時00分

ただし、祝日及び12月30日～1月3日はお休みです。

(4) 24時間連絡体制の確保

24時間常に、担当者が携帯電話や携帯電話への転送等で、常時連絡できる体制を整備しています。

3、サービスの提供方法(居宅サービス計画作成支援)

事業所は、次の各号に定める方法や手順、方針で介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び介護者(家族等)に面接して情報を収集し解決すべき問題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその介護者(家族等)に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 当該地域における指定居宅サービスで提供される体制を考慮して、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。
- 4 サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- 5 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその介護者(家族等)に説明し、利用者から文書による同意を得ます。

- 6 利用者が訪問看護、訪問リハビリテーションなどの医療サービスを希望している場合
そのほか必要がある場合には、利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師の
意見を求めます。
- 7 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を位
置づける場合には、主治の医師又は歯科医師の指示がある場合に限り、これを行
います。また医療サービスを位置づける場合であっても、主治の医師又は歯科医師の
医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行
います。
- 8 利用者が提示する被保険者証に認定審査会の意見などの記載がある場合には、利
用者にその主旨を説明し、その理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計
画を作成いたします。
- 9 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険の給付対象となるサービス以
外の保険医療サービス又は福祉サービス、その地域の住民による自発的な活動によ
るサービス等の利用をも含めて居宅サービス計画上に位置づけるように努めます。
- 10 そのほか、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

4、サービスの提供方法(経過観察・再評価)

事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当
させます。

- 1 利用者及びその介護者(家族等)と毎月連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況
等の経過の把握に努め、利用者についての解決すべき課題の把握を行います。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業
所との連携調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス
計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援などの必要な対応をいたします。

5、人材育成への協力体制の整備

当該事業所において、法定研修等における実習の受け入れを行います。

6、地域ケア会議における関係機関への情報共有

介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供
があった場合には、これに協力するよう努めます。

7、利用料金

① 基本料金

要介護を受けた方は介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

* 但し、利用所の保険料滞納のため、法定代理受理ができなくなった場合、要介護度に応
じて下記の金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、香芝市の
窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

② 交通費

サービス提供地域以外の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をいた
だきます。

駐車場確保のために発生する費用がある場合等には、駐車場代等実施相当額をい
ただきます。

8、緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主
治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10、虐待防止

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次の措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2 虐待防止のための指針を整備します。
- 3 虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市に通報します。

11、業務継続計画(BCP)の策定に向けた取り組み

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12、感染症対策の強化

事業所は、従業者の清潔の保持及び健康の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13、守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退

職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

14、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し従業員教育を行います。

15、主治医の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行う事を目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証または、お薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員が分かるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。

また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願い致します。

16、利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始及び変更時に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画を位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行ないます。

17、ケアマネジメントの公正中立性の確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を説明します。

- 1 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	39.4%
通所介護	62.0%
地域密着型通所介護	16.4%
福祉用具貸与	73.4%

- 2 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	かつらぎケア 28%	訪問介護本舗王寺 22%	笑奏 15%
通所介護	紬 41%	きらぼし 11%	希 9%
地域密着型通所介護	きらぼし 42%	つながり 31%	ほうむ 21%
福祉用具貸与	ケアプラス 47%	ハートケア・ひろはし 10%	トータルケアサポートたなか 8%

18、苦情相談窓口

① 苦情相談

担 当 越野 敦子
 所在地 奈良県香芝市畑3-926-1
 電話番号 0745-43-8583
 FAX番号 0745-71-3099
 受付時間 9:00～17:00

② 行政機関その他苦情・相談

○ 香芝市 介護福祉課

所在地 奈良県香芝市逢坂1-374-1
 電話番号 0745-79-0802
 FAX番号 0745-79-7532
 受付時間 9:00～17:00

○ 奈良県国民健康保険連合会

所在地 橿原市大久保町302-1
 電話番号 0120-21-6899
 FAX番号 0744-21-6822
 受付時間 9:00～17:00

附則

この規定は、令和7年6月1日から施行する。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業所＞ 所在地：奈良県香芝市畑3-926-1

名称：株式会社 ハートフル

居宅介護支援事業所 真ごころ

(指定番号 2971001447)

説明者： 越野 敦子 印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者＞ 住 所：

氏 名： 印

＜利用者代理人＞ 住 所：

氏 名： 印 (続柄)